

令和5・6年度 建設工事入札参加資格審査申請書【県外】 記入要領
＜西予市＞

申請書は、エクセルの行・列の追加削除を行わないでください。文字が印刷に収まらない場合にはセルの幅を広げて使用してください。

1 申請書表紙

- (1) 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- (2) 「法人番号」欄は、法人の場合、13桁の法人番号（※）を記入してください。個人の場合は記入の必要はありません。
（※）行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号。
- (3) 「（行政書士）」の記入欄は、行政書士が代理申請する場合に使用してください。申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記入は不要です。
- (4) 「申請事務担当者」欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できる担当者を記入してください。
- (5) 「申請要件確認」欄は該当にするものにを入れてください。申請を行うためには、いずれにもチェックが入っていることが必要です。

（参考）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○西予市建設工事請負業者選定要領（平成 16 年西予市告示第 581 号）（抜粋）

（業者の格付）

第 3 条 業者の等級別格付（以下「格付」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすもので、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を提出したもののについて行うものとする。

- (1) 所得税又は法人税及び消費税について未納がないこと。
- (2) 市町村税全税目について未納がないこと。
- (3) 西予市において市民税及び県民税（給与所得に係るものに限る。以下「個人住民税」という。）の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収を実施していること。
- (4) 当該年度に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受け、建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けていること。

2 申請書様式その 1

- (1) 様式左上の「○」の中には商号又は名称の頭文字を「ひらがな」で記入してください。
（例：「株式会社市役所建設」→「し」、「西予組株式会社」→「せ」）
- (2) 「経営事項審査の審査基準日」欄、「資本金」欄、「自己資本額」欄は、添付する経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の「審査基準日」、「資本金額」、「自己資本額」を転記してください。
- (3) 「職員数」欄は、添付する経営事項審査結果の審査基準日における人数を記載してください。
「西予市電子入札用業者 ID」欄は、西予市発注の建設工事の電子入札用に取得した ID 番号（16桁）を記入してください。取得していない場合は「取得前」と記入してください。
本市では、すべての建設工事の入札を電子入札により実施しており、本市へ電子入札システムの利用者登録申請を行わなければ、入札に参加できません。（利用者登録申請については、本市ホームページでご確認ください。）
- (4) 「労働福祉の状況」欄のうち、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況は、申請日における加入状況について該当にするものにを入れてください。
申請を行うためには、全て「加入」又は「適用除外」になっていることが必要です。

■添付書類

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要です。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

（雇用保険）

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

（健康保険）

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。

(厚生年金保険)

- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 保険料納付領収証書

- (5) 「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」は、委任状を提出し、入札・契約等に係る権限を委任する営業所等について記入してください。
- (6) 「受注希望業種」欄は、経審受審業種のうち、本市からの受注を希望する業種のみ（建設業許可29業種から選択してください。「プレストレストコンクリート」、「法面処理」、「鋼橋上部」は記載できません。）を、経営事項審査結果の掲載順に記載してください。
- また、「経審総合評定値（P）」欄、「直前2又は3箇年の年間平均完成工事高」欄も、添付する経営事項審査結果の「総合評定値」、「完成工事高」を転記してください。
- なお、(5)入札・契約等に係る権限を委任する営業所等について記載がある場合は、委任先における受注希望業種として記入してください。

※本市においては、一部の業種のみ委任することは認めません。「委任」欄は記入しないようご注意ください。

3 申請書様式その2

- (1) 「西予市に建設工事に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」は、該当する系列の企業（親・子会社）の有無について、該当にするものにを入れてください。「有」の場合、(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。
- なお、ここで記入する系列会社とは、「西予市発注の建設工事及び建設工事に係る業務委託における系列会社の同一入札への参加制限について」に規定する系列会社のことをいいます。
- (2) 「監督処分及び西予市長による入札参加資格停止措置の状況」は、令和2年4月1日以降に受けた建設工事に係る建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）及び入札参加資格停止措置（西予市長が行った措置に限る。）の状況を記入し、該当がない場合は「該当なし」と記入してください。建設業法に基づく監督処分については、国土交通省や都道府県など西予市以外の処分を含むものとします。
- なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は簡潔に記入してください。

4 事業所確認

西予市外に本店があり、入札・契約等に係る権限を、西予市内の支店・営業所等に委任する場合にはのみ、記入してください。

※該当ない場合は記入（添付）不要です。

使用印鑑届

「使用印」欄は入札・契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。

(別紙) 誓約・確認書

西予市に個人住民税の納税義務のある従業員の雇用の有無にかかわらず、必ず提出してください(個人事業主も含む。)。印鑑証明書と同じ印鑑(実印)を押印してください。

※西予市に個人住民税の納税義務のある従業員を雇用しており、特別徴収を実施していない事業主は、特別徴収切替の手続きをお願いいたします。

〈個人住民税の特別徴収について〉

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者=特別徴収義務者)が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員(給与所得者=納税義務者)に毎月支払う給与から個人住民税(市町村民税・県民税)を徴収(天引き)して、従業員の居住している市町村に納入する制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をすることとなっています。

【個人住民税の特別徴収に関する問い合わせ先】

西予市 総務部 税務課 市民税係
電話：0894-62-6401(直通)